

中国における商標と商号の抵触 ～第三者の商号使用に対する対抗措置～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第18回）

Weatherford（中国）エネルギーサービス有限公司
被上訴人（一審原告）

v.

塩城威德福石油設備有限公司
上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

商標と企業名称である商号とは異なる商業標識の範囲に属するが、商号の使用は必ずしも商標的な使用とはいえず、商標権の侵害を主張することができない場合がある。

しかしながら、商標及び商号は共に商品及びサービスの出所表示機能を果たすことから第三者がフリーライドの目的で、他人の商標を商号として利用することもある。

本事件では世界的に有名な企業名称を第三者が同一業界内で商号として登記し、また商標登録をも行ったことから、原告が不正競争防止法により商号の使用差し止め及び損害賠償請求を求めたものである。人民法院は、他人の著名な企業名称を使用して市場を混乱させたとして不正競争防止法に基づき商号の使用差し止め及び損害賠償を認めた。

2. 背景

(1) 原告の中国での業務

威德福（中国）エネルギーサービス有限公司（原告）は2008年5月に設立された。原告は、Weatherford国際有限公司（以下簡稱威德福国際）が中国にて投資した大型の石油商品サービス会社であり、全世界の石油工業業界にてその名が知られている。

2000年5月、威德福国際は“威德福”の商号をもって、威德福亚太有限公司を設置し、中国国内で、商業活動に従事した。長年の経営、宣伝及び商業使用を通じて、原告会社の商号“威德福”は中国石油業界内で高い知名度と影響力を有するようになった。